

石巻市自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例（案）
パブリック・コメント結果について

実施期間：令和3年12月24日（金曜日）から令和4年1月11日（火曜日）まで
実施結果：1人11件

No.	項目	意見	石巻市の考え方
1	7条2号の「個人が自己の居住する土地」について	自己所有の建物に第三者を居住させるなどの偽装行為も考えられる上、「居住する土地」とは表現として不正確とも思われるため、「個人が現住する居宅の敷地」とでも表記するのが相当ではないか。	偽装行為が疑われる場合は、個別に対応したいと考えております。 表記については、原案どおりとさせていただきます。
2	8条2号の「資源」について	資源とは具体的にどのようなものを示すのか不明である。 条例案全般に規則への委任が多いのであるから、規則案も情報提供すべきだったのではないか。	本市は海・山・川などの豊かな自然環境に恵まれており、私たちはそこから多くの恩恵を享受し、様々な活動の根源になっているものと認識しており、このような自然環境を資源の一つとして考えております。 規則（案）については、御不便をおかけし、申し訳ございませんでした。
3	8条4号について	災害による被害の危険性が高いと認識されている区域に、事業展開させること自体不条理であるから、このような区域は抑制区域ではなく、禁止区域とするべきはないか。 仮に8条本文と連続してみれば、4号は「土砂災害その他自然災害による被害の危険性が高い区域につき特に必要があると認めるとき」となる。被害の危険性が高い区域であるにも関わらず、特に発電事業の抑制を求める必要性が認められない場合がありうるのか。それがどのような状況なのか具体的に思い浮かばない。	関係法令等で設置が禁止されていないことから、禁止区域ではなく抑制区域（抑制を求める区域）とするものです。 事業については、関係法令等において、個別に対応してまいりたいと考えております。
4	9条1項の「住民等に対し」について	住民等の定義は2条8号のとおりであるが、大規模事業の場合は、景観等の観点から市民全体に関わる事柄であり、説明会の対象者を「住民等」に限定すべきではない。 県内では事業者側が反対派の行政区長に賄賂を渡そうとした例があり、区域の限定には、かかる不安材料も伴う。 住民等に限定する場合には、一定規模以上の事業については、市報に掲載するなど、市民周知を図る旨追記するのが相当と考える。	影響が広範囲に及ぶ事業につきましては、環境影響評価法や県環境影響評価条例において事業種別ごとに規模が定められているため、本条例では、原案どおりとさせていただきます。
5	9条4項ないし6項について	住民等と事業者の軋轢が顕在化する場面であると思われるが、事業者側は、「検討する。」等との返答をしつつ、事業を進める例が多いと聞く。 市としては、実情把握はすべきと思われる、事業者から、住民等の申出内容と事業者との協議結果の報告書面を提出させるべきではないか。 この時点で調整ができない場合には、反対運動に発展し、住民等は重い負担を強いられる。	報告書の提出にあたっては、「住民意見書」や、事業者による「見解書」も提出するよう規定し、実情把握を行いながら、必要に応じた助言や指導等により対応してまいります。

No.	項目	意見	石巻市の考え方
6	10条1項1号について	事業者が株式会社であり、会社法上の子会社である場合には、親会社の商号も明らかにさせるべきである。親会社が複数の子会社に事業を分業させ、実質的事業者について幻惑を図っている実態がないか早期に確認するのが相当と思われる。	疑義等が生じる場合は個別に対応してまいります。
7	10条1項5号について	規則で定める事項として、届出事業と同一地域において、他の事業者による同種事業が計画されている場合は、その事業の内容及び届出事業との関連性についても明らかにすべきとする条項を設けてもらいたい。	事業者が他の事業者に事業内容を明らかにすることは、事業を進めるうえで不利益が生じる可能性も考えられますことから、本条例においては、原案どおりとさせていただきます。
8	11条について	同種条例では、概ねこの時点で、学識経験者等による協議会設置と意見聴取を定めている例が多く、そのようなシステムにすべきではないか。 事業者からの申出内容だけで客観的評価が可能なものか非常に疑問である。	庁内関係部署において、関係法令等に基づく客観的な意見聴取を行い、必要に応じた助言や指導等により対応してまいります。
9	15条について	「分割により」とあるが、事業の承継は列挙された原因以外でも起こり得る（事業者の破産、事業地の競売等）ため、「分割等により」と表記するのが相当と考える。 また市は、地位承継の事実を早期に把握すべきであるから、「30日」とあるのは「14日」とするのが相当と考える。	御意見を参考に適切な表現を検討させていただきます。 また、地位継承の諸手続を行う場合はある程度の日数が必要であると思われることから、原案どおりとさせていただきます。
10	16条について	採算が取れなくなった事業者が、完全な現状回復を行うか非常に疑問であるため、3項として14条と同様の確認をする条項を追加してもらいたい。 特に太陽光発電事業については、外国資本なども既に参入してきている実情を考えると、大規模施設の放棄も十分にありうる。 その場合、撤去費用の負担者もいなくなり、地元は非常に困惑する状況に晒されかねない。 一定規模以上の事業を開始するに当たっては、撤去費用の見積もりの提出と、見積額に見合った担保金を拠出させるなどの仕組みを用意するのが相当と考える。	本年4月1日施行予定の「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法」において、事業者による解体費用等の積立が義務化される予定でありますことから、本条例では、原案どおりとさせていただきます。
11	附則（適用区分）3について	条例の肝とも言える部分の適用を、施行から180日も遅らせる理由は何か不明である。 既施行の全国の同種条例を見ても、かかる条項を設けているのは栗原市のみである。 また4条に掲げる「円滑な運用」とも相いれないものと思われる。いかなる事情からの規定であるのか説明願いたい。	市民への周知期間と事業者が適正な手続を行うための期間を確保することが必要であると考えておりますことから、180日の経過措置を確保するものです。